

◆ 事後報告基準

【建築基準法施行規則第 10 条の 3 第 4 項第 2 号該当】

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可の事後報告基準

【 I 型】

広域農道その他これらに類する公共の用に供する幅員 4.0m以上の道で次の各号に該当するもの
にあつては、建築審査会へ事後報告として第 43 条第 2 項第 2 号許可が適用できるものとする。

1. 道の種別等

- 1) 避難及び通行のために、将来にもわたって安定的に利用することのできる道路形状を有した農道その他これらに類する公共の用に供する公的機関が管理する道は、次の各号に定めるものとする。
 - イ. 広域営農団地農道整備事業による広域農道
 - ロ. 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業による農免道路
 - ハ. 河川又は湖岸の管理用道路
 - ニ. 住環境整備事業による道路
- 2) 当該道の境界が工作物等によって明確で、通行が可能な幅員が申請時点において 4.0m以上であること。

2. 接道長さ

接道長さは 2.0m以上とすること。ただし、滋賀県建築基準条例第 4 条に定める大規模建築物又は条例第 6 条に定める特殊建築物の場合は、4.0m以上とする。

3. 建物用途

特に制限を設けない。(建築基準法施行規則第 10 条の 3 第 3 項に該当するものを除く。)

4. 容積率、道路斜線制限

- 1) 容積率は、道の幅員により法第 52 条（第 9 項を除く。）を準用する。
- 2) 道路斜線制限は、道の幅員により法第 56 条を準用すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ. 平成 21 年 7 月 1 日以前から存する建築物の場合
 - ロ. のど元敷地の場合

5. 通路部分の施設管理者等との協議

公的機関が管理する道で、維持管理・通行等について、施設管理者の許可・承諾を得ていること。ただし、施設管理者等から特定行政庁に対し通行に支障がある旨が示されている場合以外で、用途変更を伴わない既存建築物の建替又は増築については、この限りでない。なお、許

可・承諾は、通行等について施設管理者等と支障ない旨の協議が整った旨の経過書に代えることができる。

6. その他

建築物にあつては、次の各号に定めるところによる。

- 1) 敷地の雨水排水は、適切な河川、水路その他の排水施設に排水上有効に接続されていること。
- 2) 汚水処理設備は、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ. 公共下水道又は農村下水道等の供用が開始されている区域内においては、その処理設備に接続していること。
 - ロ. 上記以外の区域においては、放流水の化学的酸素要求量が1日につき20mg以下となる性能のし尿浄化槽を設置し、河川、水路その他の排水施設に排水上有効に接続していること。
- 3) 下記に掲げる区域以外の地域であることなど、市の土地利用計画と整合がとれていること。
 - イ. 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域
 - ロ. 森林法に基づく保安林又は保安施設地区の区域
 - ハ. 自然環境保全法に基づく原生自然保全区域及び特別地区
 - ニ. 市において上記用途の建築物を建築することが不相当と認められる区域